

広島観音マリーナに係る指定管理者の候補者の選定について

港湾振興課

広島観音マリーナの指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会土木建築局広島地域マリーナ等施設部会（以下「広島地域マリーナ等施設部会」という。）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	株式会社ひろしま港湾管理センター
代表者	代表取締役 甲田 良憲
住所	広島県広島市南区宇品海岸一丁目 13 番 13 号
指定期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日（予定）
納付提案額	180,000 千円（予定）

【非公募理由】

県が所有する指定管理施設と密接不可分の施設を、株式会社ひろしま港湾管理センターが所有していることから、公募による公平な選定を行うことが困難であるため。

【選定理由】

広島地域マリーナ等施設部会において、申請者から提出された事業計画書など、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

その結果、重点項目とした「利用者サービスの向上・確保」、「利用促進、新たなイベント提案」及び「維持管理水準の妥当性」において、

- ① 利用者のニーズに合わせた施設の整備
- ② 幅広い層へアプローチするためのイベントや体験会等の開催
- ③ 施設補修の効率化を図りスピーディな対応が可能となる体制を構築

などが、優れていると評価された。

2 施設の概要

所 在 地	広島県広島市西区観音新町四丁目
施設の設置目的	海洋性スポーツの振興及びレクリエーション活動の普及を図る。
現指定管理者	株式会社ひろしま港湾管理センター

3 申請者

申 請 者 名	所 在 地	代 表 者 名
株式会社ひろしま港湾管理センター	広島県広島市南区宇品海岸一丁目 13 番 13 号	甲田 良憲

4 広島観音マリーナ指定管理者選定状況

(1) 広島地域マリーナ等施設部会委員

部 会 長	吉牟田 修（広島県土木建築局港湾振興課長）
委 員	親泊 健（親泊健公認会計士事務所 公認会計士） 幸田 圭一朗（広島経済大学准教授） 新中 富士子（新中社会保険労務士・行政書士事務所 社会保険労務士） 津賀山 勝宏（広島市都市整備局みなと振興課長） 延岡 美智男（公益社団法人瀬戸内海小型船舶安全協会） ※ 委員の順番は50音順

(2) 審査基準及び結果等

施設の利用促進をこれまで以上に図ることや、施設の老朽化による事故防止等、適切な維持管理を行うことが重要であることから、「Ⅰ 利用者サービスの向上・確保」、「Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案」及び「Ⅲ 維持管理水準の妥当性」に重点をおいて審査を行った。

審 査 基 準	審 査 の 項 目	配点 ウエイト	申 請 者 (※申請者名は3のとおり)	評価及び選定理由
I 利用者サービスの向上・確保	・開館日、利用時間などは、利用者のニーズに的確に応えたものか ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む） ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか	20	14.0	○海外ビジター用大型バースの整備について、海外からの観光客の滞在長期化やリピーターの創出につながる提案が評価された。
II 利用促進、新たなイベント提案	・利用状況等の目標設定は適切かつ現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容（計画）は適当か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・県施策への協力等に係る考え方はどうか ・特定の者等に有利な利用とならないか ・海洋性スポーツの振興及びレクリエーション活動の普及を図る魅力的な提案がなされているか	20	14.0	○船の所有者を対象としたイベントや一般市民を対象とした体験会等を積極的に開催している前向きな姿勢が評価された。

Ⅲ 維持管理水準 の妥当性	・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか ・管理水準の維持・向上を図るための効果的な提案がなされているか	20	14.7	○予防保全の考え方に基づき保守・修繕を行っている点や、補修の効率化を図っている点が評価された。
Ⅳ 申請者の経営 状況・信頼性	・職員の執行体制(安全管理・労災)が安定し、配置数は適正か ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率の達成 ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・有資格者、経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度かどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応(保険等)はどうか ・財務状況は健全か	10	8.0	○安定的な経営基盤を有していること、就業規則及び労使協定等に特段の懸念はないことから、信頼性があると評価された。
Ⅴ 申請者の取組 姿勢	・施設の目的・公共性の理解度かどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか ・県の放置艇対策への協力等に対する考え方はどうか	10	6.7	○漁業関連団体や海運事業者団体との連絡体制を構築している点について評価された。

VI 納付提案額（金額評価）	納付提案額/計画納付下限額×10 （※ 小数点第1位まで求める。小数第2位切捨て） （指定管理期間の全体額（10年間分を合算）） なお、申請者の提案額が、計画納付下限額を下回る場合は失格	10	10.0	○県への納付下限額以上であった。 【県納付提案額】 180,000 千円
VII 納付提案額の 実現性	・納付提案額と事業計画は整合しているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか ・収益増への取組内容はどうか	10	7.0	○過去の運営実績があることから、実現性は十分に見込めると評価された。
合 計 点 数		100	74.4	

※本結果は、6名の委員の平均点によるものである。